

小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）＜略称：府 小規模NW＞ の ご 案 内

経 由

対象外
（小口零細）

この制度は、商工会・商工会議所による経営指導との組み合わせにより、経営改善への取り組みを後押ししようとするもので、国の小口零細企業保証制度を活用した小規模企業者向けの融資制度です。

1. 利 用 資 格

府内において、主たる事業所が地域支援ネットワーク型取扱いの地域内にあり、原則として同一場所で6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することができる小規模企業者または特別小口企業者で、同地域における地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方。（注－1）

また、融資後3年間、商工会・商工会議所のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する小規模企業者。（注－2）

- ① 商工会・商工会議所が6ヵ月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。（注－3）
- ② 既に商工会・商工会議所の会員となって1年以上経過しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。（注－3）
- ③ 日本政策金融公庫における小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）を利用中の方で、商工会・商工会議所が十分に業況を把握しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。（注－3）

（注－1） ・ 地域支援ネットワーク型については、経営指導内容証明書が交付されてから原則30日以内に融資申込みを終えていることが要件となります。

（注－2） ・ 融資後のフォローアップ（経営指導等）の内容について保証協会より照会があった場合は、金融機関及び商工会・商工会議所より保証協会へフォローアップ内容を報告します。

・ 保証協会に報告されたフォローアップの内容については、次回の新たな保証（他の制度融資保証を含む）申込時の保証審査に活用します。なお、融資後のフォローアップを受けない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

（注－3） ・ 経営指導内容証明書の交付を受ける際には、前期決算書、実印(法人の場合は法人代表者の実印)などが必要となりますので、事前に各商工会・商工会議所にお問い合わせください。

小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。

- ・ 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人）以下の会社、個人
- ・ 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人

特別小口企業者とは次のいずれにも該当する方です。

中小企業信用保険法施行規則第5条に定める

- ・ 業歴1年以上
- ・ 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人）以下
- ・ 事業に係る所得税、事業税、府・市町村民税（所得割）のいずれかの完納をしている
- ・ 他の保証付き融資を利用していない
- ・ 担保・保証人の提供がない

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。

この制度を利用できない主な例は6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 融資限度額 及び 融資条件

(1) 融資限度額 2, 000万円 (注－4)

(注－4) 既存の全国の信用保証協会の保証付融資の融資残高(根保証・当座貸越等の極度額のあるものにおいては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限ります。
大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。
利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

(2) 融資条件

資金使途 (注－5) (注－6)	融資利率 (注－7)	融資期間	返済方法 (注－8)	信用保証料率 (注－9) (注－10)
運転資金	年1. 4％ (固定金利)	10年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：12ヵ月以内 (融資期間が1年以内の場合は 一括返済または分割返済)	大阪信用保証協会の定める料率
設備資金				

(注－5) 設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。
設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。

(注－6) 特別小口企業者については、新規事業資金での取り扱いができません。
※新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小(廃止を含む。)し、現行事業とは別の新たな事業
(総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。)を行う資金」
をいいます。

(注－7) 融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

(注－8) 据置期間中は利息のみの返済となります。

(注－9) 決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本等)により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を引下げます。

(注－10) 特別小口企業者については、特別小口保証対象となり、定率の信用保証料(年1.0%)となります。
その際は、別途納税証明書が必要な場合があります。

(3) 担 保 不要

(4) 連帯保証人 次のとおりです。(注－11)

	個 人	法 人
連 帯 保 証 人	原則として、不要	必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

(注－11) 次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
・実質的な経営権を持つ方
・事業承継予定者
・同一事業に従事している配偶者
・営業許可名義人 等

(※) 連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。

3. 融資申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書【緑色】」及び次の書類が必要です。
なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返してできませんのでご了承ください。(注－12)

添付書類			確認欄
(1) 信用保証委託契約書（注－13）（令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出）		1	
(2) 申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1	
(3) 資産・負債および収入・支出		1	
(4) 保証人等明細		1	
(5) 経営指導内容証明書（発行後原則30日以内のもの）		1	
(6) 同意書（注－14） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）		各1	
(7) 同意書（当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要） ・個人情報の取扱いに関する同意書[開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）、小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）共通様式]		1	
(8) 法人の場合	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注－15） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通	2	
	決算書及び附属明細書（写） ※決算を2期以上している場合は直近2期分	2	
	確定申告書（写） 【別表1、4、5など】（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。（注－15） （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分	2	
(9) 個人の場合	確定申告書（写）（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。（注－15） （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分	2	
(10) 印鑑証明書（注－16）	申込人	1	
	連帯保証人（法人代表者）等	(1)	
(11) 納税証明書等（注－17）（注－19）		1	
(12) 設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等		該当するもの各1通	
(13) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）			
(14) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、原則発行後3カ月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）			
(15) 申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（原則、発行後3カ月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。			
(16) 事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可）			
(17) 新規事業計画書（注－18）			
(18) 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ※経営者保証を提供しない場合は不要。ただし、作成者は事業者ではなく、受付機関とする。			
(19) その他、必要と認められる書類			

- (注－12) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注－13) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。
- (注－14) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要です。
- (注－15) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)です。2回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。
書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書(その1またはその2)②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和6年12月31日以前の確定申告書(書面)については税務署受付印による確認を可能とします。
- (注－16) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3ヵ月以内のもの)です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。
- (注－17) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。
- (注－18) 新規事業資金の場合、新規事業計画書(ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することが可能です。)が必要となります。
・新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小(廃止を含む。)し、現行事業とは別の新たな事業(総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。)を行う資金」をいいます。なお、現行事業および新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができます。

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

(注－19) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

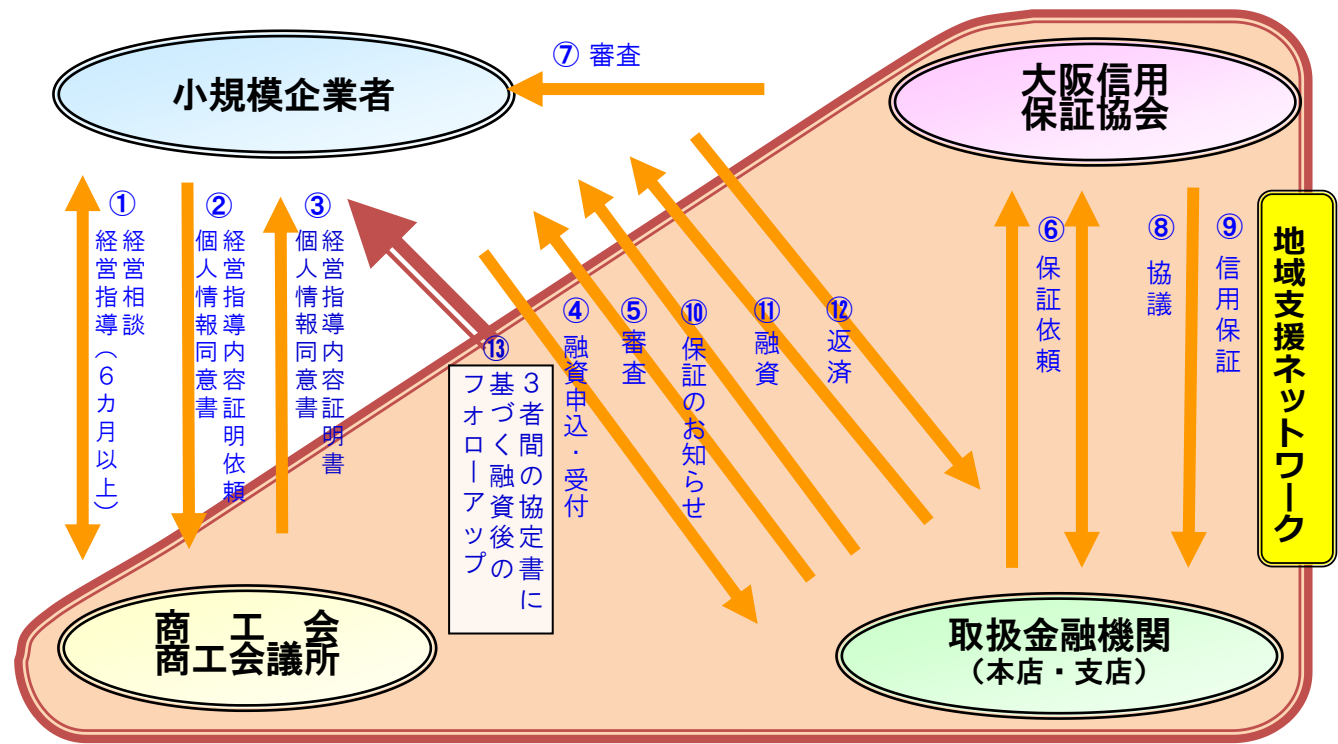
申込人区分	納税証明書等
小規模企業者	1. 事業税(注－20) 2. 所得税(その1またはその3) 3. 法人税(その1またはその3) 4. 府・市町村民税(注－21)(注－22) 5. 法人府民税 6. 法人市町村民税 のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。 なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通。 ・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。)
特別小口企業者	1. 事業税(注－20) 2. 所得税(その1) 3. 法人税(その1)〔法人の場合のみ〕 4. 府・市町村民税(全部または一部に所得割を含むもの)(注－21) 5. 法人府民税〔法人の場合のみ〕 6. 法人市町村民税〔法人の場合のみ〕 のいずれかの当該事業に係る納付税額の記載のある完納を証する納税証明書1通。(注－23) なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通。 ・事業税、所得税、府・市町村民税(法人の場合は法人税、法人府民税、法人市町村民税を含む)のいずれかに係る納税を証する書類および当該税の完納を証する領収書(写)等。(当該事業に係るもの。)

- (注－20) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。
- (注－21) 府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除額または寡婦(夫)控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。
- (注－22) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。
- (注－23) 完納を証するものとは、税額を有し、かつ申込日以前1年間に納期(延納、納税)の猶予または納期限のかかる期限を含みます。)到来のものが全額納付されていることを証するものをいいます。

4. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合は、領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関を通じ大阪信用保証協会に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、大阪信用保証協会より直接または取扱金融機関を通じて決算書(申告書)等をご提出いただくようお願いする場合がありますので、その際は提出してください。
- (3) 融資後、金融機関及び商工会・商工会議所のフォローアップを受ける際に、決算書(申告書)等をご提出いただくようお願いする場合がありますので、その際は提出してください。
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

小規模企業サポート資金【地域支援ネットワーク型】の仕組み



5. 申込窓口および相談窓口

★ 申込窓口：地域支援ネットワーク型取扱金融機関

詳しくは、府金融課及び大阪信用保証協会までお問い合わせください。

★ 経営指導内容証明窓口：地域支援ネットワーク型取扱商工会・商工会議所

詳しくは、府金融課及び大阪信用保証協会までお問い合わせください。

★ 融資に関する相談窓口

◇ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課（制度融資グループ）
TEL 06-6210-9508

◇ 大阪信用保証協会

本店 TEL 06-6131-7321 サポートオフィス TEL 06-6260-1730

東大阪支店 TEL 06-6781-9511 堺支店 TEL 072-223-3011

千里支店 TEL 06-6835-3005 門真支店 TEL 06-6906-2511

（※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。）

※ 制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については府金融課（制度融資グループ）までご連絡ください。

TEL : 06-6210-9508

FAX : 06-6210-9510



◆制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

- このご案内は「小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）」の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- 経営指導に関するお問い合わせは、地域支援ネットワーク型取扱商工会・商工会議所までお願いします。
- 申込書は申込人ご本人が直接地域支援ネットワーク型取扱金融機関へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および大阪信用保証協会が審査し、保証および融資の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は原則として、申込人がご記入ください。
申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。
このような代行業者は、大阪府及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことがあります。ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。